

國際労働總會は理事會に對し團結權の問題を直ちに研究し且つ此原則の確實なる適用を廣く各國に於て實現せしむる手段を執るべき事を指定し此問題が第七回總會の議提として團結權確保の形態に於て決定せらるべき事を勸告す。

之れは團労働グルーハが共同に提出する事になり日本労働代表は提案の説明に當る事になつたのであります然んな風で結局決議が提出され審議を経た後總會に上程されたのは最後の日であつた七月五日午後の五時頃に提案せらるゝ事となり鈴木代表が説明する爲演壇に上つた時不幸にして南亞弗利加のクロウフォード代表がもう時間が三分だから之を理事會に附託して貰ひたいと動議を提出したので議長は之を滿場に計らない暫く黙つて居た、鈴木代表も説明を差控へると云ふ状態で議場は丸で行話つて仕舞つたので鈴木代表は黙つて立つて居ると議長はあゝ云ふ議事の進行運動議は別段異議がないものとして理事會に附託する旨を告げたので鈴木氏は非常に憤慨